

赤い羽根Q&A

共同募金は、なぜ、目標額があるのですか？

共同募金は、寄付金が集まってから使いみちを決める募金ではありません。募金運動を行う前に、県内の民間福祉団体や施設等から助成要望を受付け、この助成要望額に対してどのくらいの募金が集まれば支援できるかという助成計画を立てます。この助成計画を基に算出したのが、目標額や目安額となります。目標額はいいかえれば、最小限、これだけは必要だという計算から割り出した金額になりますので、ご理解くださるようお願いします。

善意の寄付なのに、なぜ目安額があるのですか？

共同募金会では、計画どおり助成ができるよう、募金の目安を示している市町村もありますが、もちろん強制するものでも割り当てるものでもありません。寄付者から「どれだけ協力したらいいですか」と聞かれた場合に分かりやすく示すための、あくまでも目安にすぎません。皆さんが納得して、妥当と考える金額をご協力いただくことをお願いしています。

共同募金の活動経費はどのようになっているのですか？

共同募金運動を進めるための経費は、募金箱、ポスターやチラシ、パンフレットなどの広報資材、説明会などの開催費、寄付金の集計や管理、組織の運営などに充てられ、募金額のおおよそ1割程度に収めるよう努めております。これらの経費と災害等準備金(大規模災害に備えた積み立て)を除いては全て福祉団体等への助成金として活用されています。

共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があるのですか？

都道府県の共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、「寄附に対する優遇措置の対象団体」となっています。また、茨城県共同募金会は、所得税の税額控除対象法人としての証明を受けています。そのため、共同募金会への寄付は、法人・個人ともに税制上の優遇措置の対象となります。共同募金会へ寄付を行った場合、個人の方は、所得税の控除(「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択)及び個人住民税の「税額控除」を受けることができます。また、法人が寄付した場合は、「全額損金算入」することができます。この優遇措置を受けるためには、税務署への申告時に共同募金会発行の領収書が必要になります。

「赤い羽根共同募金」と「赤い羽根福祉基金」の違いは何ですか？

名称から間違いやすいですが、「赤い羽根共同募金」と「赤い羽根福祉基金」は、趣旨や財源、使いみち、実施主体のすべてが異なるもので、「赤い羽根共同募金」が「赤い羽根福祉基金」の原資になることはありません。「赤い羽根共同募金」は、社会福祉法に基づき、各都道府県共同募金会が実施主体となって行う募金運動で、募金は集められた都道府県内の民間福祉活動を対象に助成しています(但し、災害支援のための積立金は、都道府県の枠を超えて助成することが法律で認められています)。一方、「赤い羽根福祉基金」は、平成28年に中央共同募金会が独自の寄付金(個人や企業の皆さまから直接、中央共同募金会へいただいた寄付)を原資としています。この基金では、従来の共同募金では助成することが難しい全国的な活動や先駆的で全国モデルとして期待できる民間の福祉活動を対象に助成しています。

守谷市共同募金委員会
令和4年度募金実績

4,390,760 円

茨城県共同募金会へ全額送金した後、翌年度の県内の民間福祉施設の整備費や守谷市社協が行う地域福祉事業費として配分されます。皆様のご支援に厚くお礼申し上げます。

